

第2回意見聴取会議における各委員等の発言内容（要旨）

○ 保険者等の加入促進等にかかる努力義務について

【A委員】

- ・ 加害者が無保険で、被害者が十分な補償を受けられないようなケースで、保険満期時の保険者等の説明等に不備がなかったとしても、保険の普及・加入促進等の努力義務が課せられる保険者等の対応が不十分だったとして責任を問われることを懸念している。加害者に賠償の資力がないケースだと、資力のある保険者等がターゲットにされることを心配している。他の自治体にも保険者等の加入促進等にかかる努力義務の規定はあるが、たとえば、東京都の場合は保険加入は義務ではないので拘束力は弱いと考えている。
- ・ 府内の自転車台数の把握が困難である状況で、罰則がないとはいえ義務化された場合、被害者から「100%加入させることが義務化ではないのか」と主張されると抗弁が苦しくなる。
- ・ 保険会社・代理店は、あえて努力義務対象としなくても本業として普及に取り組む立場にある。講師派遣事業やツールの開発にも引き続き取り組み、京都府・京都市とも連携して自転車の正しい利用についての理解の促進と保険の普及につなげたい。

【B委員】

- ・ 個人的な見解ではあるが、義務と叫ぶつつその実効性の担保自体が問題となるところ、努力義務を果たさなかったからといって、民事訴訟で法的責任を問われることは、ほばないと思う。
- ・ 条例制定時には、まず関係する法令の有無を確認、次に法律がある場合には、その趣旨・目的・内容・効果を検討していくことになる。今回は、法律がないところについての条例の規制である。個人的な見解ではあるが、今回、罰則も過料も規定されない中、義務・努力義務を規定することに法的な疑義はないと考えている。むしろ、規定した後の実効性の確保、理念条例とどう違うのかが問題である。罰則が規定されない中、実効性を担保する手段がないので、いわば普及啓発のため規定するというのであれば、実効性確保の問題は残るが条例制定の意味はあると考える。気になるのが条例17条の「公表」の規定であるが、保険の関係では対象にはならないとのことであり、法的な問題はない。

【aオブザーバー】

- ・ 自動車の場合、保険加入は強制である。加害者が加入していない場合は、加害者に代わって国が補償することとなっているが、自転車にはそういう制度がない。
- ・ 保険代理店が顧客の保険満期の管理を怠った場合に、代理店が2割の賠償責任を求められた地裁の判例が3件ある。
- ・ 我々は毎日、直接消費者と接する立場にあり、普及・加入促進は言われるまでもなく取り組まなければならない。独自にチラシを作成しているところでもある。アドバイスをもらえれば、新たな取組も考えていく。地道な活動を続けるしかないと思っている。

【C委員】

- ・ 既に同様に保険者等の規定をおいている自治体で問題視された事例等ないかを調べてほしい。また、義務を負う者と努力義務を負う者で責任にどのような違いが生じるのか、自転車以外の一般的な事例を参考にして検討してほしい。

【D委員】

- ・ 保険の種類は様々であるが、加入確認は難しい。「入ってます」と言われればそれまで。我々はTSマーク保険を取り扱っているが、年間20万台の自転車を取り扱うものの、うちTSマーク保険の加入は2万台弱である。
- ・ 我々は 特定の保険を勧めることは保険業法上できず、手数料も受け取ることはできない。できるのはチラシを置いておく程度。TSマーク保険は付帯保険であるため資格はいらないが、自転車点検後1年間しか保険の有効期間がなく、有効期間が過ぎた後の再点検が実施されていないなどの様々な制約がある。

○ 保険加入義務化全般について

【E委員】

- ・ 義務を果たさなかった場合の責任についての議論も理解はできるが、「義務化」のメッセージ性やインパクトによって保険加入と自転車事故防止につなげて行こうとの趣旨とは噛み合っていないように思う。実質的に義務を果たすよう求めるのか、義務は形式的でもインパクトを求めていくのか、方向性をしっかりと明らかにすべきではないか。

【F委員】

- ・ 自転車を他人に預けたり譲ったりした場合や、処分対象の放置自転車がリサイクルされ、授産施設に提供される場合など、努力義務の対象になるか。
→ **【京都府】** 個人的な取引を対象とするのは難しいが、実態を調べ、運用の中で明らかにしていきたい。また、授産施設についても、実態把握の上で説明し努力を求める。他にも行き届かない部分は、府民だより等で広報していく。

【D委員】

- ・ レンタサイクルの定義はなく、条例の対象として、ゲストハウス、旅館、ホテル、等で無償で貸し出すものまで含むのかなど線引きが必要。

【C委員】

- ・ 貸付事業者という表現で、京都府はどこまで対象となると考えているか。
→ **【京都府】** ホテルなど外国人観光客等に自転車が使用されている実態がある以上、これらも対象としていかないといけないと考えており、グレーゾーンの部分には注意していく。
- ・ グレーゾーンをなくしないと、義務の有無、責任の有無が分からなくなる。明確にするべきである。

【G委員】

- ・ 現場で自転車の啓発指導などをしてるが、小さい頃からマナーを教えることが大事。幼稚園児を対象に指導活動もしている。一方では、保護者へのフォローが不十分であり、自転車は車両であることも理解していない保護者もいる。福祉協議会を通じた活動などにより、啓発を行き届かせることも必要。

【E委員】

- ・ 未成年の保護者を対象にしているのは良いことである。幼児のヘルメット着用を保護者に義務付けた際にも、効果的であった。ヘルメットは確認しやすいが、保険は確認しづらい。分かりやすい仕組みが求められる。

【H委員】

- ・ 府も京都市と同様に自転車保険を義務付けることは、自転車安全利用についての府と市の姿勢を示すことになる。京都市内の住民にとっては、府・市の条例が一貫していることが、インパクトを与えると同時に分かりやすくなる。努力義務が広がることについても、啓蒙度が上がると同時に、保険加入への環境整備につながると考える。

【E委員】

- ・ 北部地域では義務化・努力義務化について抵抗があるかもしれないので、地元自治体との連携が必要である。

【I委員】

- ・ 府・市は基本的に義務化の対象が同じであり、連携していきたいと考えている。府とは異なる点として、京都市の改正案では宅地建物取引業者等を対象としているが、京都市は10人に1人が大学生のまちであり、他府県からの転入者も多いが、下宿・学生マンションを借り、火災保険に加入する機会に、併せて自転車保険の加入を確認してもらおうことを狙いにしている。

○ オブザーバー（事業者、自転車利用者、私立中・高校関係者、大学関係者）の意見

【bオブザーバー】

- ・ 当社は従業員が約2,300人、業務で使用する自転車は約800台で、うち京都府内では計162台を使用。自転車利用者には安全運転に関する研修を行っている。事故発生時には、組織長が当事者となった職員のフォローをする。損害保険については、様々な保険が付加された総括プログラムに加入しており、自転車事故だけでなく、業務における損害賠償全般について補償の対象となる。保険の費用は、一人当たり年間1,600円程度。義務化されたとしても特に影響はないと考えている。

【cオブザーバー】

- ・ 自転車に保険は必要。私自身、息子が小学生のときに自転車保険に加入していて助かった経験がある。自転車利用者が、賠償を求められる裁判事例も生じている。会では年に2、3回啓発活動をしているが、そのような機会に自転車保険加入の啓発につ

いて協力できると思う。

【d オブザーバー】

- ・ 私がPTA会長を務めている私立高校では、入学式の日自転車通学者に対して自転車保険を紹介しているが、その保険に加入していない者が別の保険に加入しているかどうかまでは把握していない。他の学校も同様で、加入状況を把握するのは難しい。
- ・ 狭い道でのスピード走行、並列走行、イヤホン・携帯電話・おしゃべりをしながらの走行、片手運転、無灯火などの危険な走行をしている者には、学生服を着た者が目に付く。保護者がこのような状況を意識し、子供に安全な走行を求めつつ、自身もしっかりしないといけない。保険の普及活動には協力していきたい。

【e オブザーバー】

- ・ 本大学では、2012年度から駐輪場を利用する学生に対して保険加入を義務付けている。大学周辺は生活道路で、周辺住民の方から危険だとの指摘もあり、実際にトラブルや事故が多く発生していた。周辺道路にまでガードマンを配置して注意してきたが、限界があった。そうした中で学生による高額賠償事故が発生、自転車盗難被害の問題もあったため、義務化に踏み切った。
- ・ 具体的には、駐輪場利用登録に当たり、自転車灯の有無や防犯登録が貼付されているか、鍵が備え付けられているかなどを実際に見て確認するとともに、自転車保険の契約書のコピーを呈示させる。また、登録前に安全講習を義務付けている。登録自転車にはシールを貼付させ、未登録自転車の排除に努めている。
- ・ 学生の保険加入率は60%程度だが、登録の際、自転車保険ではなく健康保険証のコピーを提出してくる者がいるなど保険について正しく理解されていない。家族で保険加入していることを知らされていないこともあり、自転車保険に関する情報の提供や家庭内での理解の促進も重要であると感じている。

【f オブザーバー】

- ・ 学生2,700人弱のうち駐輪登録は500人、1日当たり平均250人程度が駐輪場を利用している。学生を守るためにも、次年度の入学生から自転車保険加入の義務化を検討中。スマホ・携帯のながら運転やスピードの出し過ぎ、信号無視など交通ルールを守らないのは、自転車が車両という自覚が不十分だからであり、小・中・高校の段階から、保険への加入は当然という意識付けをしていかないと義務化しても実効性は上がらないと思う。
- ・ 京都府警からトラフィックセーフティというデータ資料の提供を受け加工し学生に配布している。地域の道路事情や事故の発生状況、マナーや駐輪方法を掲載し、なぜ保険に加入しないといけないのかストーリー性をもたせた。毎年、保険の更新を確認をするのかといった課題もあるが、まずは、どの保険が自分にとって適切であるかが分かるよう保険の情報を提供し、学内で保険の手続きができる環境を整えていきたい。